

平成30年度北谷町観光物産プロモーション事業
観光誘客強化広報宣伝業務に関するプロポーザル実施要領

1. 趣 旨

「観光誘客強化広報宣伝業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者について、公募型企画提案（プロポーザル）方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の目的

北谷町観光物産プロモーション事業については、関係団体、観光事業者等と密接な連携体制を構築するとともに、本町の認知度を一層向上させ、集客力を高めるため、県内外及び海外における誘客推進活動や、地域物産及び観光商品等の魅力の発信を図っているところである。

本業務は、本町への観光誘客を推進し、イメージアップを図るため、本町のブランドイメージの確立を図り、商工業、観光業、農業、水産業等の地域産業力の向上と特色ある地域資源を活用して地域活性化を図ることを目的とする「ちゃたんブランド力向上推進事業」と連携し、「ちゃたんブランド」のブランドメッセージ及びロゴマーク等の制作を行い、本町がもつ様々な魅力を視覚的に、県内外及び海外へ広報宣伝するものである。

3. 名称及び内容

- (1) 名称：観光誘客強化広報宣伝業務
- (2) 内容：「観光誘客強化広報宣伝業務 仕様書」のとおり

4. 提案限度額

3, 240, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※この金額は契約額や予定価格を示すものではない。

5. 履行期間

契約締結の日から平成31年3月14日（木）まで

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社再生法の規定による再生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 北谷町暴力団排除に関する条例（平成23年9月29日条例第11号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当していない者であること。

- (5) 日本国内に本店又は支店を有する法人であること。
- (6) 法人設立後3年以上が経過し、直近3年分の財務諸表が提出できる者であること。

7. 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の(1)から(5)に掲げる書類を提出すること。

- (1) 参加表明書(第1号様式)
 - (2) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(第2号様式)
 - (3) 企業概要書(任意様式)
 - ア 登記簿謄本(法人)(証明年月日が参加表明書提出前3ヵ月以内)【写し可】
 - イ 市町村税及び国税に係る納税証明書(証明年月日が参加表明書提出前3ヵ月以内)【写し可】
 - ウ 印鑑証明書(証明年月日が参加表明書提出前3ヵ月以内)【写し可】
 - エ 直近3年分の財務諸表(貸借対照表・損益計算書等)
 - (4) 企画提案書(任意様式)
 - 「観光誘客強化広報宣伝業務 仕様書」に基づき、次の内容を盛り込んだもの。
 - ア 本業務に関し提案者が有する専門的知見及び技能
 - イ 業務内訳、事業費及び積算根拠
 - ウ 工程表
 - (5) 類似業務の実績(任意様式)
 - ア 類似業務を記載した書面
 - イ 類似業務の成果品等
- ※ 上記第1号様式及び第2号様式は、北谷町のホームページからダウンロードすることができる。

8. 書類の提出方法

- (1) 提出部数：10部(原本1部、写し9部)
- (2) 提出場所：北谷町建設経済部商工観光課観光振興係
- (3) 提出期間：平成30年10月1日(月)～平成30年10月10日(水)
- (4) 提出方法：持参又は郵送で行うこと。
 - ※ 持参の場合、受付は行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間
 - ※ 郵送の場合、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までの必着とすること。なお、本町は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

9. 質問の受付及び回答

参加表明書等の提出に関する質問は、E-Mailによるものとする。

- (1) 提出様式は質問書(第3号様式)とする。
 - ※ 第3号様式は、北谷町のホームページからダウンロードすることができる。

- (2) 提出先のE-Mail アドレス：kankou-2@chatan.jp
- (3) 回答方法は全ての質問をとりまとめ、E-Mail で回答する。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提出された書類は無効となる。

- (1) 提出期間を過ぎて提出された場合
- (2) 見積限度額を超える見積金額を提案した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載及び内容等に不備があった場合
- (4) デザインの盗作等、不正行為が認められた場合
- (5) 上記「5. 参加資格」に適合しない場合

11. 提案に係る審査

(1) 審査方法

参加表明者から提出された書類について、資格審査及び提案内容審査を行う。

(2) 資格審査

参加表明者が参加資格要件を満たしているかを提出書類に基づき審査し、要件を満たしていない場合は失格とする。

(3) 提案内容審査

資格審査を通過した参加表明者について提案内容審査として、「観光誘客強化広報宣伝業務に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査する。

(4) 提案内容に係る審査事項等

審査事項及び審査内容は次のとおりとする。

ア 価格

- ・必要業務にかかる経費の妥当性

イ 業務への理解・提案の有効性

- ・本業務の目的に係る理解
- ・本業務に係る提案者の専門的知見及び技能の有益性

ウ 実施体制

- ・必要な人員体制の確保
- ・本町との調整・協議体制の確保

エ 実績

- ・類似業務の実績
- ・類似業務のノウハウ・経験の有益性

※ 参加者が提出した企画提案書において、上記の審査事項及び審査内容に該当しないものの、本業務を実施する上で特に有益と認められる提案があった場合は、審査委員会において審議の上、評価の対象とする。

※ 参加者が提案した企画提案書の内容について、審査委員会及び事務局が個別にヒアリングを行う場合があります。

12. その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 参加を表明し期間内に企画提案書等を提出した事業者数が1者の場合もプロポーザルを実施する。
- (4) 企画提案の提出は、1者につき1案とする。
- (5) 審査過程や審査結果については公表しない。また、審査結果について一切の異議申立ては出来ないものとする。
- (6) 主なスケジュール（予定を含む）

【質問書の提出期間】

平成30年9月21日（金）～9月26日（水）午後5時まで

【質問書への回答】（予定）

平成30年9月28日（金）

【参加書類の提出期間】

平成30年10月1日（月）～平成30年10月10日（水）午後5時まで

【審査委員会】（予定）

平成30年10月下旬

【契約】（予定）

平成30年11月初旬

※ 審査結果は11月初旬頃に各提案者へ通知する。

- (7) プロポーザルの辞退

参加表明書（第1号様式）の提出後に、本プロポーザルを辞退するときは、平成30年10月10日（水）午後5時までに、辞退届（第4号様式）をE-Mailにて提出すること。

※ 第4号様式は、北谷町のホームページからダウンロードすることができる。

【提出先・事務局】

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地

北谷町建設経済部商工観光課観光振興係

TEL：098-982-7701（商工観光課直通）

FAX：098-926-2174 E-Mail：kankou-2@chatan.jp